

(目的)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年条例第13号。以下「条例」という。) 第11条の2の規定に基づき、鯖江・丹生消防組合職員(以下「職員」という。)の通勤手当支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 条例第11条の2およびこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署(公署に出張所その他これらに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員についてはそれらをもつて勤務公署とする。以下同じ。)との間を往復することをいう。

2 条例第11条の2に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離ならびに同条およびこの規則に規定する自動車等を使用する距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第3条 職員は、新たに条例第11条の2第1項の職員たる要件を具備または欠くに至った場合には、通勤(異動)届(別記様式)によりすみやかに管理者に届け出なければならない。次の各号の一に該当する場合についても同様とする。

(1) 住居、通勤経路もしくは通勤方法を変更し、または通勤のため負担する運賃等の額に変更のあつた場合

(2) 第9条の7第1項第2号または第3号の職員たる要件を欠くに至った場合

(令7規則10・一部改正)

(確認および決定)

第4条 管理者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示または第9条の7第1項第2号もしくは第3号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認して、その者が条例第11条の2第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、または改定しなければならない。

(令7規則10・一部改正)

(支給範囲の特例)

第5条 条例第11条の2第1項第1号に規定する「交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員」とは、管理者が身体障害等のため、歩行することが著しく困難であると認めた職員をいう。

(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 交通機関等(条例第11条の2第3項に規定する新幹線鉄道等(以下「新幹線鉄道等」という。)以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路および方法による運賃等の額によるものとする。

(令6規則6・令7規則10・一部改正)

第7条 前条の通勤の経路または方法は、往路と帰路とを異にし、または往路と帰路とにおけるそれぞれの方法を異にするものであつてはならない。ただし、割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第8条 条例第11条の2第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項および第8条の3第2号において単に「運賃等相当額」という。)、次項に該当する場合を除くほかは、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間(条例第11条の2第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額(価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額)。ただし、交替勤務に従事する職員等で平均1月当たりの通勤所要回数の少ないもの(以下「交替勤務者等」という。)について、この額が次号に定める額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、同号に定める額とする。

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分(在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員等にあつては、1月当たりの平均通勤所要回数分)の運賃等の額であつて最も低廉となるもの

(3) 前2号に定めるもののほか、管理者の定める交通機関等 管理者の定める額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路および帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(令7規則10・全改)

(定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)

第8条の2 条例第11条の2第2項第2号の規則で定める職員は、1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とする。

2 条例第11条の2第2項第2号の規則で定める割合は、100分の50とする。

(令6規則6・追加)

(併用者の区分および支給額)

第8条の3 条例第11条の2第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分およびこれに対応する同条第2項第2号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第11条の2第1項第3号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員および自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号および第2号に定める額

(2) 条例第11条の2第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が同条第2項第2号に掲げる額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 同項第1号に定める額

(3) 条例第11条の2第1項第3号に掲げる職員のうち運賃等相当額が同条第2項第2号に掲げる額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 同項第2号に定める額

(平8規則7・一部改正、令6規則6・旧第8条の2繰下、令7規則10・一部改正)

(交通の用具)

第9条 条例第11条の2第1項第2号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、組合の所有に属するものを除く。

(1) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

(2) 自転車。但し、原動機付のものを除く。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第9条の2 条例第11条の2第3項の規則で定める職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上もしくは通勤時間が90分以上であるもの(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)または交通事情等に照らして通勤が困難であると管理者が認めるものとする。

(令7規則10・追加)

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第9条の3 条例第11条の2第3項の規則で定める住居は、公署を異にする異動または在勤する公署の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 条例第11条の2第3項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。)とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(令7規則10・追加)

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第9条の4 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路および方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第11条の2第3項第1号に規定する特別料金等相当額(第9条の8第4項において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号および第2号中「交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(令7規則10・追加)

(給料表の適用の直前の住居に相当する住居)

第9条の5 条例第11条の2第4項の規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア [条例第11条の2第4項](#)に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。)とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ [ア](#)に掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) [前2号](#)に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの
(令7規則10・追加)

(権衡職員等の範囲)

第9条の6 [条例第11条の2第4項](#)の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上もしくは通勤時間が90分以上であるもの(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)または交通事情等に照らして通勤が困難であると管理者が認めるものとする。

(令7規則10・追加)

第9条の7 [条例第11条の2第4項](#)の[同条第3項](#)の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)(配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居(特定住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(2) 職員または配偶者の公署を異にする異動または在勤する公署の移転(配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。)に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員および配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上または通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。)

(3) 職員または配偶者の父母([介護保険法\(平成9年法律第123号\)第19条第1項](#)に規定する要介護認定を受けている者に限る。)の介護に伴い、当該父母の住居またはその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該父母の住居またはその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上または通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。)

(4) その他[条例第11条の2第3項](#)の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者の定める職員

2 [前項第1号](#)において「特定住居」とは、[同号](#)に規定する転居(以下この項において「事由の発生等」という。)の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居(以下この項において「転居後の住居」という。)であつて次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。)とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ [ア](#)に掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) [前2号](#)に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの
(令7規則10・追加)

(支給日等)

第9条の8 通勤手当は、支給単位期間([第4項](#)に規定する通勤手当に係るものを除く。)または[同項](#)に定める期間(以下この条、[第10条の2第2項第2号](#)および[第11条](#)において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の[鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則\(昭和44年鯖江・丹生消防組合規則第5号\)第10条第1項](#)に規定する給料

の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職(職員が離職の日またはその翌日(当該翌日が鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鯖江・丹生消防組合条例第1号)第3条第1項に規定する週休日または第9条に規定する休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い週休日または休日でない日を含む。)に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)し、または死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該異動の際支給するものとする。
- 4 条例第11条の2第9項の規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等(第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第11条の2第2項第2号に定める額(第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。)および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額(第10条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第11条の2第6項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(令7規則10・追加)

(支給の始期および終期)

第10条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第11条の2第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、または死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、または死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する日の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(返納の事由および額等)

第10条の2 条例第11条の2第7項の規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 離職し、もしくは死亡した場合または条例第11条の2第1項の職員たる要件を欠くに至った場合

(2) 通勤経路もしくは通勤方法を変更し、または通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条第2項の規定により休職にされ、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし、または地公法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 条例第11条の2第7項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等または新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等および新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号または第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等および新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等および特別料金等の払戻しを、管理者の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 管理者の定める額

(2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額15万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額または前項各号に掲げる事由に係る交通機関等および新幹線鉄道等についての払戻金相当額の

合計額ならびに管理者の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

イ 前号イに掲げる場合 管理者の定める額

- 3 条例第11条の2第7項の規定により職員に前項各号に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは管理者の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

(令7規則10・追加)

(支給単位期間)

第10条の3 条例第11条の2第8項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等または第8条第1項第3号の管理者の定める交通機関等 1箇月

- 2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、地公法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他管理者の認める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(令7規則10・追加)

第10条の4 支給単位期間は、第10条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月または同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 月の中途において地公法第28条第2項の規定により休職にされ、同法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、または地公法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、または職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(令7規則10・追加)

(支給できない場合)

第11条 条例第11条の2第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給することができない。

- 2 通勤手当は、職員が次の各号の一に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第29条の規定に基づき停職を命ぜられた場合

(2) 地公法第55条の2第1項ただし書の規定に基づき専従休職者の許可を与えられた場合

(令6規則6・一部改正)

(事後の承認)

第12条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第11条の2第1項の職員たる要件を具備するかどうかおよび通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、または通勤の実情を実地に調査する等の方法により随時確認するものとする。

(令7規則10・一部改正)

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(令7規則10・全改)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則(昭和45年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則(昭和46年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。

附 則(昭和46年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(昭和47年規則第5号)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定は、昭和47年4月1日から適用する。

2 改正前の鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定に基づいて昭和47年4月1日からこの規則の公布の日までの間に職員に支払われた通勤手当は、改正後の規則の規定による通勤手当の内払とみなす。

附 則(昭和49年規則第1号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年規則第3号)抄

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

2 改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則、鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則および鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定に基づいて、昭和49年4月1日(宿日直手当については同年9月1日)からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和50年規則第1号)抄

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

2 改正前の鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則、鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則および鯖江・丹生消防組合職員の住居手当の支給に関する規則の規定に基づいて昭和50年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和51年規則第3号)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。ただし、改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則第20条第4項の規定は、昭和51年12月2日から、別表第1の表、支給額改正および改正後の鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則の規定は、昭和52年1月1日から適用する。

2 職員が改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則および鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定に基づいて、昭和51年4月1日以後の分として支給を受けた手当および給与は、改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給に関する規則および鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定による手当および給与の内払とみなす。

附 則(昭和57年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(昭和58年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。

附 則(昭和62年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(平成元年規則第6号)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成元年4月1日から適用する。

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定に基づいて支給された通勤手当は、改正後の規則の規定による通勤手当の内払とみなす。

附 則(平成4年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成4年規則第10号)

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成17年規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(令和6年規則第6号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年規則第10号)

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(権衡職員等に関する経過措置)
- この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)規則第9条の6の規定は、この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 改正後の規則第9条の7第1項第2号および第3号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者(これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。)にも適用する。

別記様式

(平17規則2・一部改正)

別記様式

通 勤 (異 動) 届

年 月 日提出

鯖江・丹生消防組合 管理者 殿		勤務 公署名	おもな届出事由 <input type="checkbox"/> 新規(異動の場合を含む。) <input type="checkbox"/> 住 居 の 変 更 <input type="checkbox"/> 通 勤 経 路 の 変 更 <input type="checkbox"/> 通 勤 方 法 の 変 更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生日 年 月 日				
		所在地					
職		氏 名	⑬				
住 所							
鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則第3条の規定に基づき 通勤の実情を届け出ます。							
順 路	通 勤 方法の別	区 間	距 離 (概算)	所要時間 (概算)	乗 車 券 種 類	左の乗車券 額	備 考
1		住居から(経由) まで	km	時間 分		円	
2		から() まで	km	・		円	
3		から() まで	km	・		円	
4		から() まで	km	・		円	

5	から()	まで	km	・	円
他に利用できる交通機関等の名称および利用区間等			総通勤距離(概算)	km	
			総所要時間(概算)	時間 分	
			平均1月間の運賃等の負担額	円	
通勤経路の略図(経路朱線)			<p style="text-align: center;">記入上の注意</p> <p>1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。</p> <p>2 「おもな届出事由」欄には、この届を行うおもな原因の一にのみレを付する。</p> <p>3 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、原付自転車、電車○線等の別を記入する。</p> <p>4 「乗車券の種類」欄には1月定期、3月定期、6月定期、優待乗車券等の別を記入する。</p> <p>5 「左の乗車券の額」欄には、1月定期、3月定期、6月定期等乗車券に必ずる額を記入する。</p> <p>6 往路と帰路の異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。</p>		

課長	司令・参事・課長補佐		課員	受理年月日	年月日			
				確認および決定年月日	年月日			
確認および決定額(提出者は記入しないこと)	算出の基礎となる交通機関等の名称 交通機関等の名称 利用区間	定期券その他の別	1月の運賃等の算出の基礎	1月の運賃等の額	運賃改正による1月の運賃等の額			
					年月日改正	年月日改正	年月日改正	
	1				円	円	円	円
	2				円	円	円	円
	3				円	円	円	円
	4				円	円	円	円
	5				円	円	円	円
計				円	円	円	円	
1月の運賃等の額の総額(規則第8条の額)				円	円	円	円	
決定事項	該当 非該当の別		支給の開始等		通勤手当の月額		備考	
	<input type="checkbox"/> 該当		年 月 日		円			
	<input type="checkbox"/> 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自転車利用 <input type="checkbox"/> 原付自転車利用 <input type="checkbox"/> 自動車利用		年 月 日		円			
	<input type="checkbox"/> 非該当		年 月 日		円			
	理由		年 月 日		円			